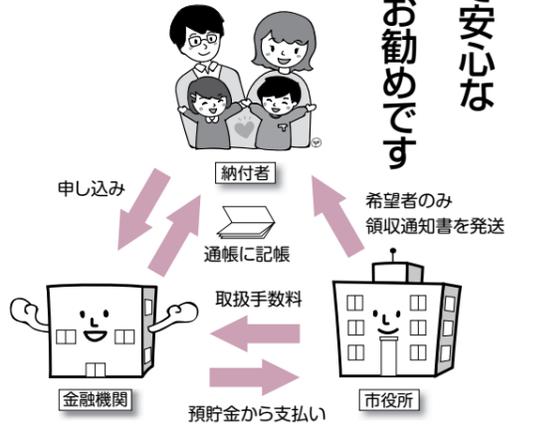


市税などの納付には、便利で安心な

## 口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に支払いに行く時間がない」「ついつい納付期限を忘れてしまう」などの場合に、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。口座振替なら、納期ごとに窓口へ行く必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度申込手続きをすると、翌年以降も継続して自動振替されます。



**< コスト削減にご協力を >**  
 口座振替なら、彦根市が金融機関に支払う取扱手数料は金融機関での窓口払い取扱手数料よりも安く、彦根市から皆さんへの納付書の発送も不要になります(皆さんの手数料負担はありません)。

### 申込手続き

- あなたの預貯金口座のある取扱金融機関の窓口に「彦根市市税等(預金)口座振替依頼書」(上下水道料金の手続きの場合は「彦根市上下水道料金口座振替依頼書」)、預貯金通帳、通帳使用印鑑をお持ちの上、お申し込みください。用紙は、それぞれの業務担当課、届出納室(彦根駅西口仮庁舎3階、市内の各金融機関の窓口)にあります。
- 取扱金融機関**  
 次の金融機関の、本・各支店(市外の店舗を含む)で取り扱います。  
 ▼滋賀銀行  
 ▼りそな銀行  
 ▼滋賀中央信用金庫

- ▼関西みらい銀行  
 ▼近畿労働金庫  
 ▼大垣共立銀行  
 ▼京都銀行  
 ▼滋賀県信用組合  
 ▼滋賀県民信用組合  
 ▼東びわこ農業協同組合  
 ▼ゆうちょ銀行(郵便局)  
**振替できる税目など**

- ① 固定資産税・都市計画税  
 ② 軽自動車税  
 ③ 市県民税(普通徴収※)  
 ④ 国民健康保険料(普通徴収)  
 ⑤ 介護保険料(普通徴収)  
 ⑥ 後期高齢者医療保険料(普通徴収)  
 ⑦ 市営住宅家賃  
 ⑧ 市営住宅駐車場使用料  
 ⑨ 上・下水道料金  
 ⑩ し尿処理手数料

### 納期と振替日

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。原則として、各納期月の最終日に振り替えます。  
**領収の確認**  
 原則として、領収通知書の発行は省略しています。領収は、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください。  
 軽自動車税の口座振替を利用している人で、車検が必要

### 市税等納期一覧

科目	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 固定資産税・都市計画税(*1)			1期		2期				3期			4期	
② 軽自動車税(*2)		全期											
③ 市県民税				1期		2期		3期			4期		
④ 国民健康保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
⑤ 介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
⑥ 後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
⑦ 市営住宅家賃		毎月納期(納付書は4月に発送)											
⑧ 市営住宅駐車場使用料		毎月納期(納付書は4月に発送)											
⑨ 上・下水道料金		隔月納期(納付書は隔月発送)											
⑩ し尿処理手数料		隔月納期(納付書は隔月発送)											
⑪ 下水道受益者負担金・分担金		(1年目)	1期		2期				3期			4期	
		(2年目)	5期		6期				7期			8期	
		(3年目)	9期		10期				11期			12期	
⑫ 農村下水道使用料		偶数月納期(納付書は偶数月発送)											
⑬ 保育所等保育料		毎月納期											
⑭ 放課後児童クラブ負担		毎月納期											

(\*1) 共有の持ち分を変更したり、所有者が変わったりした場合などは、新たに口座の申込が必要です。  
 (\*2) 令和2年度から、「②軽自動車税(種別割)」となります。  
 ①は5月に、③は6月に、1~4期と全期分の納付書5枚を一括で送付しています。

## 国民年金保険料の納付には口座振替を

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めることになっていきます。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る「老齢基礎年金」の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなったりすることがあります。また、万一のときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受けられなくなることもあります。

**便利で安心な口座振替**  
 口座振替にすると、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。また、次の割引のあるお得な振替方法もあります。

- ▼ 当月末に口座振替することにより、月々50円割引される「早割制度」  
 ▼ 現金納付よりも割引額が多い「2年前納」「1年前納」「半年前納」

**申込方法** 口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)して近くの年金事務所にお持ちになるか、郵送してください。口座のある金融機関窓口でも申し込むことができます。  
 ※前納を希望する場合、**2月 末まで**にお申し込みください。

**問い合わせ先** ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003004番、☎050で始まる電話でおかけの場合は ☎03-66303025番、彦根年金事務所 ☎23-1114番、FAX ☎23-9033番

## 将来の年金額を増やせます 付加年金保険料の納付

国民年金には、定額保険料(月額16,410円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来、より多くの年金額を受給することができます。例えば、付加保険料を1年間納めた場合、将来年額2,400円(200円×12か月)を付加年金として受給することができます。

### 注意事項

- ▼ 農業者年金加入者は、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納めなければなりません。
  - ▼ 国民年金基金の加入者は、付加保険料を納めることができます。
- ※これらの条件は、制度改正により変更となる場合があります。希望する場合は、彦根年金事務所・困保障年金課、支所、各出張所で手続きをしてください。

### 問い合わせ先

彦根年金事務所 ☎23-1114番、FAX ☎23-9033番、困保障年金課 ☎30-6136番、FAX ☎22-1398番

## 全国家計構造調査にご協力ありがとうございました

調査結果は、国や地域社会に密着した消費者行政、福祉行政などに役立つ基礎資料として活用されます。今後、政府統計へのご理解とご協力をお願いします。

**問い合わせ先** 困企画課 ☎30-6101番、FAX ☎22-1398番

## 平成30年度経営改革の取り組み

市は、「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組方針」に基づき、  
 ▼ 財政運営の健全化  
 ▼ 歳入確保策の積極的な展開  
 ▼ 効率的・効果的な行政体制の整備  
 を三本柱に「持続可能な財政基盤の確立」を最重要課題として取り組みました。この取り組みの主なものをお知らせします。

**適切な人員配置による超過勤務の削減**  
 定時退庁日の徹底や業務配分・人員配置の見直し、事務の簡素化などの業務改善に努めるとともに、平成29年度から

### 自主財源の発掘

ふるさと彦根応援寄附をより多く受け入れるため、返礼品関連業務を事業者へ委託し、返礼品の拡充を行いました。

**民間活力の活用**  
 困教育委員会事務局における臨時職員などにかかる社会保険関係業務は、専門的な知識が必要であることから、社会保険労務士に委託しました。

### 問い合わせ先

困企画課 ☎30-6101番、FAX ☎22-1398番

